

別紙 1

保育士資格取得支援事業

I 保育士資格取得支援事業

1 事業の目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を取得していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う事を目的とする。

2 事業の内容

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「幼免対象者」という。）が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

(4) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

3 実施要件

(1) 対象者

本事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象となること。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付費等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

①認可外保育士施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導課監督基準を満たす旨の証明書

（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であつて、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び第3節に規定する小規模保育事業B型を行う事業所

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であつて、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める施設

②保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設

③保育所等保育士資格取得支援事業

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 乳児院

オ 児童養護施設

※上記アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

(2) 受講方法

対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記科目試験（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く。）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

(3) 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とする。

(4) 代替保育士等雇上費

上記2の(1)の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、上記2の(2)の事業にあつては、上記(1)②の施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士等」という。）に係る雇上費を補助する。

4 実施計画書について

(1) 提出

本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）及び幼免対象者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1及び2に定める確認書類を提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、3(3)の受講開始日の属する年度中とする。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、3 (1) の対象者（以下「対象者」という。）及び対象保育士が実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出すること。

また、対象者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設（対象保育士については大学又は短大）に在学していることが確認できる書類を提出すること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出すること。

5 対象経費の支払いについて

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費の経費等及び代替保育従事者雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者又は対象保育士が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、3 (1) の各事業に掲げる対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に支払うことが出来る。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

実施対象施設及び幼免対象者は、対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別紙様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、止むを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

ウ 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類

エ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(3) 対象経費の留意事項

①対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払

われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材を含む。））及び上記経費の消費税とする。

②対象経費とならないものは、次の経費とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設が定める修業年限を超えて就学した場合に必要な費用

オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

④入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。

⑤クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は対象経費に該当しない。

⑥支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。

6 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- ア 養成施設の名称
- イ 支払者名
- ウ 領収額（又はクレジット契約額）
- エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- オ 領収日（又はクレジット契約日）
- カ 領収印

(3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効である。

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。

ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で、写しを取っておくこと。

(5) 本事業は、対象者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許状を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記2の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。ただし、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

7 費用

県は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

別添様式1

保育士資格取得支援事業実施計画書

愛媛県知事 中村 時広 様

(元号) 年 月 日
対象施設の長又は幼免対象者

①対象となる事業			
②施設名			
③住所	(〒 —)	電話 () —	
④受講者の氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑦保育実習や面接 授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑧受講に要する費 用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑨保育士修学金貸 付事業等、類似事業 の貸付等の有無	保育士修学資金貸付事業等の類似事業の貸付等を 受けている ・ 受けていない		
⑩代替保育士等の 氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
(備考)			

※⑩について、代替保育士等が確定していない場合は、氏名欄に「別途配置予定」と記入し、確定次第速やかに届出を行うこと。

別添様式 2

保育士資格取得支援事業完了報告書

愛媛県知事 中村 時広 様

(元号) 年 月 日
対象施設の長又は幼免対象者

①対象となる事業			
②施設名			
③住所	(〒 —)	電話 () —	
④受講者の氏名	カガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
⑤養成施設名			
⑥受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑦保育実習や面接 授業期間	保育実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑧受講に要する費 用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑨代替保育士等の 氏名	カガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
⑩代替保育士等の 雇上期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (日間)		
(備考)			

II 保育士試験による資格取得支援事業

1 事業の目的

保育人材の確保を図るため、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う事を目的とする。

2 事業の内容

保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

3 実施要件

①対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、雇用保険制度の教育訓練等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とはならない。

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）

第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

カ 乳児院

キ 児童養護施設

ク 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内

容を同等以上満たしていると知事が認める施設

※いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

②対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用

オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

④対象経費の支払い等

ア 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

イ 支払いの申請及び確認

対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、止むを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

(ア) 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

(イ) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

(ウ) 保育士証の写し

ウ 留意事項

- (ア) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- (イ) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割で支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。
- (ウ) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しない。
- (エ) 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は授業料等は対象とならない。

⑤領収書について

ア 受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

イ 領収書（又は振込証明書或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- (ア) 講座実施事業者の名称
- (イ) 支払者名
- (ウ) 領収額（又はクレジット契約額）
- (エ) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (オ) 領収日（又はクレジット契約日）
- (カ) 領収印

ウ 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効である。

エ 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却する。ただし、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

4 費用

県は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

別添様式

受験対策学習費用支給申請書

愛媛県知事 中村 時広 様

(元号) 年 月 日
対象者氏名

①対象者氏名	フリガナ	生年月日	年
			月 日生 (歳)
②対象者住所	(〒 —)	電話 ()	
		—	
③講座実施事業者 名称			
④講座実施事業者 所在地	(〒 —)	電話 ()	
		—	
⑤講座受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
⑥学習に要した 費用(合計)	円		
(備考)			

別紙 2

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学等の受講料等及び幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

3 実施要件

①申請の対象となる者は、学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）とし、対象となる施設は幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設とする。

②幼稚園教諭免許状取得の対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 交付金の交付年度内に、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を原則開始していること。

(ウ) 大学等における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、幼保連携型認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

イ 代替幼稚園教諭雇上費

厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下「対象幼稚園

教諭」という。)の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設(公立を除く。)に雇上された幼稚園教諭(以下「代替幼稚園教諭」という。)であること。

4 実施計画書について

(1) 提出

補助を受けようとする者は、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書(以下「実施計画書」という。別添様式1)及び(2)に定める確認書類を提出すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日の属する年度中とする。

(2) 確認書類

実施計画書の確認にあたっては、代替幼稚園教諭として幼保連携型認定こども園等に勤務していることが確認できる書類を提出すること。

また、対象となる者が受講を開始した場合は、大学等に在学していることが確認できる書類を提出すること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、大学等に在学していることが確認できる書類を提出すること。

5 対象経費の支払いについて

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費の経費及び代替幼稚園教諭雇上費(以下「対象経費」という。)は対象となる者に幼稚園教諭免許状が交付され、幼保連携型認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことが出来る。ただし、免許状授与後1年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

対象施設は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書(以下「完了報告書」という。別紙様式2)及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、止むを得ない理由により当該期日までに提出できない場合

は、この限りでない。

- ア 対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、認定こども園等での勤務が決定したことを確認できる書類
- イ 大学等の長が発行する対象経費の領収書
- ウ 代替幼稚園教諭が幼保連携型認定こども園等に勤務していたことが確認できる書類
- エ 幼稚園教諭免許状の写し

(3) 対象経費の留意事項

- ①対象経費の対象は、大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学料（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材を含む。））及び上記経費の消費税とする。
- ②対象経費とならないものは、次の経費とする。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 大学等が定める修業年限を超えて就学した場合に必要な費用
 - オ 大学等が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- ③算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ④入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として大学等の長が証明する額又は大学等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- ⑤クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は対象経費に該当しない。
- ⑥支給申請時点で大学等に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。

6 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

大学等の長が、対象経費について発行した領収書又は大学等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジットカード会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジットカード契約証明書（クレジットカード伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。

(2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジットカード契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 大学等の名称

イ 支払者名

ウ 領収額（又はクレジットカード契約額）

エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収日（又はクレジットカード契約日）

カ 領収印

(3) 領収書等に訂正のある場合、大学等の訂正印のないものは無効である。

(4) 大学等に係る領収書等については、確認後、原則として実施大学等及び対象となる者に返却すること。

ただし、必要に応じて対象施設及び対象となる者了承の上で、写しを取っておくこと。

7 費用

県は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

別添様式 1

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書

愛媛県知事 中村 時広 様

(元号) 年 月 日
対象施設の長

①施設名			
②住所	(〒 —)	電話 () —	
③対象となる者の 氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
④大学等名			
⑤受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥実習や面接授業 期間	実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費 用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑧代替幼稚園教諭 の氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
(備考)			

※⑧について、代替幼稚園教諭が確定していない場合は、氏名欄に「別途
配置予定」と記入し、確定次第速やかに届出を行うこと。

別添様式 2

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書

愛媛県知事 中村 時広 様

(元号) 年 月 日
対象施設の長

①施設名			
②住所	(〒 —)	電話 () —	
③対象となる者の 氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
④大学等名			
⑤受講期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日 (受講開始日 (入学日))		
⑥実習や面接授業 期間	実習 日、面接授業 日、合計 日		
⑦受講に要する費 用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑧代替幼稚園教諭 の氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日生 (歳)
⑨雇用期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
(備考)			